

令和5年第12回定例公安委員会会議録

開催日時 令和5年5月18日(木) 午前11時10分～午後2時45分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時10分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 半田警察本部長 雲田警務部長 山本首席監察官
笠田生活安全部長 加藤刑事部長 前田交通部長
岡山警備部長 植木警察学校長 坂口情報通信部長
足羽警務部参事官

(事務局等～畔田公安委員会補佐室長、前田室長補佐)

3 議題事項

- 警察署協議会委員の委嘱(警務部)
- 鳥取県留置施設視察委員会委員の任命(令和5年度)(警務部)
- 警察職員等の援助要求(警備部)

(1) 警察署協議会委員の委嘱(警務部)

警察本部

警察署協議会は、警察改革の大きな柱の一つとして、平成13年に創設された制度で、警察法の規定に基づいて、各警察署に設置されている。協議会は、警察署長の諮問機関としての役割のほか、地域住民の理解と協力を求める場として活用されており、協議会の委員は、公安委員会から委嘱していただいている。

県下の協議会委員の定数は74人で、そのうち25人を新たに1期目の委員として委嘱予定であり、そのほかの49人は再任を予定している。任期は、6月1日から2年間である。

各警察署から、県条例の規定に基づく男女の構成比のほか、特定の地域などに偏らないように留意しながら、協議会の委員としてふさわしい方々が上申されている。60代、70代の委員が全体の約7割を占めている状況ではあるが、若い世代の意見が協議会に反映されるよう、鳥取署と倉吉署からは、20代の大学生が選出されている。

今後、委員に対して、各警察署において委嘱状を交付する予定としている。

なお、5月末をもって委員を辞められる方々には、御礼状を送付することとしている。

委員

このとおり決裁する。男女比、年齢構成など考慮しながら、バランス良く、委員を選出していただいている。新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行し、制約がなくなったことから、県民の安全・安心のために、今後、警察署協議会においても、より活発な活動をしていただきたい。

委員

1期目の方が25人ということであるが、年代等を考慮しながら、良い方を選出していただいていると思う。住民の声をしっかりと聞いて、警察署の運営に役立てていただきたい。

委員

委員の男女比率、年齢、職業などの平準化が図られており、大変良いと思う。警察署協議会は、地域住民の声を警察に届ける大切な場であり、警察にとっても、地域住民の声を聞き、また、地域住民に報告するよい機会であるので、今後も協議会を有効に活用していただきたい。

(2) 鳥取県留置施設視察委員会委員の任命（令和5年度）（警務部）

警察本部

鳥取県留置施設視察委員会委員の任命については、鳥取県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規程に基づき、警察本部長から公安委員会に対し、委員にふさわしい方を上申し、任命していただいている。

留置施設視察委員会は、留置施設の適正な運営を図るため、留置業務管理者である警察署長に対して、運営について意見を述べる機関であり、警察部外の第三者から構成されている。委員会の意見を受けて警察が講じた措置については、毎年、県警察ホームページに公表している。

委員には、人格識見が高い方を任命することとされており、地域住民のほか弁護士等の法律関係者、医師、地方公共団体の職員等を含めることが望ましいと法

律に規定されていることから、本県では、弁護士会や医師会などから委員の推薦を受けて、公安委員会に上申しているところである。委員の身分は、非常勤の特別職の地方公務員となり、守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則がある。本県においては、鳥取県留置施設視察委員会条例により、委員の定数は4人とされており、任期は1年で、2回に限り再任が可能となっている。

今年度は、4人とも再任となり、任期は6月1日から来年の5月31日までの1年間である。委員には、実際に留置施設を視察し、被留置者と面接して、留置施設の実情を把握していただいた上で、警察署長に意見を述べていただいている。委員に対する任命書の交付式は、6月1日に予定している。

委員

非常に重要な役割を担う委員会だと思うので、しっかりとした運営をお願いする。密室での人権侵害はあってはならないことなので、この度、人格識見の高い方々が再任されるが、しっかりと役割を果たしていただきたいと思う。推薦団体の事情もあると思うが、今後、委員の構成が、男性女性ともに2人ずつという構成になると、ますます良いのではないかと思う。

委員

弁護士、医師等、各専門的立場でしっかりと施設を視察していただき、委員の意見を留置施設の運営に反映していただきたい。

委員

見識の高い方が、引き続き委員の職を受けられるということで、大変良かったと思う。条例によって、委員の定数が4人と決まっているとのことだが、今後、弁護士、医師、公務員等だけではなく、例えば実業界などの方が委員に入っていたら、違った見方ができてよいのではないかと思う。

(3) 警察職員等の援助要求(警備部)

警察本部

岩手県公安委員会から、天皇皇后両陛下の「第73回全国植樹祭」への御臨場及び地方事情御視察に伴う行幸啓警衛のため援助要求があった。

委員

このとおり決裁する。しっかりと任務を遂行していただきたい。

委員

G7サミットが終わって間もない派遣で大変だと思うが、任務を果たしていただきたい。

4 報告事項

- 6月補正予算案（警察関係）の概要（警務部）
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）
- 少年サポートセンターの活動状況（生活安全部）
- 6月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

（1）6月補正予算案（警察関係）の概要（警務部）

警察本部

県議会令和5年6月定例会に提案予定の警察本部関係の補正予算案の概要について報告する。メール等による捜査関係事項照会を行うためのインターネット環境整備のため、令和5年度中に契約し、令和6年4月から機器リースを開始する経費として、5か年で合計1,170万円の債務負担行為を設定する。当該事業は、令和4年度当初予算において債務負担行為を設定したが、契約に至らなかったことから、令和5年度中において再度、債務負担行為を設定するものである。

なお、6月補正後の令和5年度警察予算総額は、変わらず169億4,829万1千円となる。

委員

必要な経費であるので、契約して、活用していただきたい。

委員

最近は、いろいろなものの値段が上がっている。物価上昇に伴い、補正予算を組む必要があるれば、対応していただきたい。

（2）警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（警務部）

警察本部

今回改正する予定の警察職員の特殊勤務手当は、身辺警護手当と水上警戒業務手当である。身辺警護手当については、内閣総理大臣、国賓その他その身辺に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者の身辺警護に従事した場合の日額を、640円から1,150円に引き上げる。また、水上警戒業務手当については、日没から日出時までの間に対象作業に従事した場合における日額を、通常の1,100円に100分の50加算し、1,650円とする。これらは、令和5年度の地方財政計画において給与改善が容認されたこ

とに伴い、手当額の引上げ等を行おうとするものである。

なお、この警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、6月議会で諮られ、議決されれば、本年4月1日に遡って適用される予定である。

委員

これは、全国的に手当の引上げ等をしているのか。

警察本部

そのとおりである。

委員

身辺警護などは、本当に危険な業務であると思う。手当の金額等も現在の情勢に合わせて改正していただきたい。

(3) 少年サポートセンターの活動状況（生活安全部）

警察本部

少年サポートセンターは、平成11年4月に東部センター、平成12年4月に西部センターが設置され、令和4年4月には、倉吉市に東部センター中部分室を設置した。職員は、東部センターに8人、西部センターに4人の少年警察補導員が配置されており、中部分室については東部センターの職員2人が中部分室を掛け持ちし、おおむね週2回、分室に通って対応している。

少年警察補導員の多くは、公認心理師、臨床心理士、認定心理士といった資格を有しており、業務に活かしている。主な活動は、少年相談活動、継続補導、立ち直り支援活動、被害少年の継続的支援、広報啓発活動などである。このうち、少年相談活動や継続補導、立ち直り支援活動が、近年増加傾向で推移している。

昨年検挙補導した非行少年の総数は170人と、令和3年と比較し、46人、37.1パーセントの増加で、令和元年以降、最多であった。近年取り扱う少年は、適応障害、注意欠如、学習障害などの特性を有している場合が多いことから、こういった少年に対応するためには高度な専門性が必要となるため、各種研修や全国専科を通じるなどして、職員のスキルの更なる向上、支援活動の充実を図っていきたいと考えている。

なお、現在、西部少年サポートセンターが入居している米子市武道館は、令和10年度に取り壊される予定のため、移転先を検討している。

日本の未来の礎となる少年たちの健全育成の一助を担うべく、引き続き、関係機関と連携しながら、取り組んでいくこととしている。

委員

インターネット社会となり、最近では、未成年者が闇バイトに関わるような事案があるなど、少年サポートセンターの役割が非常に大きなものになっていると感じている。

委員

少年相談受理件数が増えているということなので、少年サポートセンターがしっかりと状況を把握し、少年の立ち直りに関わって、支援していただきたい。

委員

少年サポートセンターがしっかりと機能していることが、よく分かった。全国では、詐欺事件や強盗事件などに少年が関わるような事案が起きているので、少年サポートセンターの役割は本当に大きくなってきていると思う。少年サポートセンターが認知しきれていない事案も多くあると思うので、事案を認知できるよう、頑張っていたきたい。

(4) 6月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

警察本部

6月中の入校関係は、初任科第97期、第98期及び初任補修科第44期の採用時教養を行う。専科は、術科指導者等、4専科が入校予定である。

行事・訓練関係について、初任科生は、中間試験、社会人のための新聞講座、無線従事者養成講習を予定している。初任補修科生は、鑑識教養及び初級検定、鳥取警察署長による訓育、サイバー事案対処能力検定、基礎的捜査書類作成能力検定を予定している。

5月中の行事・訓練等の状況は、初任科生に対する拳銃貸与式、逮捕術基礎級検定を実施し、初任補修科第44期の入校式、警務部長訓育を行った。

委員

初任科生は、まもなく中間試験が始まるということだが、短期間で様々なことを養わなければならない、大きなプレッシャーになっているかもしれないので、しっかりと1人1人に目を向けていただきたい。

社会人のための新聞講座を受講するとのことだが、近年、ネット社会により、情報の真偽がとても分かりにくくなっている。そのような中で、新聞というのは大事なものだと思う。若い方は、新聞を読む習慣が少ないと聞くが、新聞を読むなどして自分で真偽を見抜くような力を身につけていただきたい。将来の県警察を担う人材であるので、引き続き育成をお願いする。

委員

初任科生には、文章を読み込む力、文章を作成する力を養っていただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取7件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 事前説明

- ・ 警察署協議会委員の委嘱
- ・ 鳥取県留置施設視察委員会委員の任命（令和5年度）
- ・ 6月補正予算案（警察関係）の概要

3 報告事項

- ・ 中国四国管区内公安委員会連絡会議関係
- ・ 暴力団組員に対する中止命令の発出

4 公安委員会委員間の事前検討・協議等

5 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。